

# 老後の安心のために 一遺言と任意後見契約

## 目次

- 1 法定相続人と法定相続分
- 2 遺言がない場合の問題点
- 3 遺言の種類
- 4 遺言公正証書
- 5 遺留分
- 6 判断能力がなくなった場合の問題点
- 7 任意後見契約とは
- 8 任意後見契約の手続き
- 9 任意後見契約の流れ

# 1 法定相続人と法定相続分

法定相続人	法定相続分	
(1) 被相続人の子のみ	子が3人いる場合	3分の1ずつ
(2) 被相続人の配偶者のみ	すべて配偶者	
(3) 被相続人の子と 被相続人の配偶者	被相続人の子	2分の1
	被相続人の配偶者	2分の1
(4) 被相続人の配偶者と 被相続人の直系尊属	被相続人の配偶者	3分の2
	被相続人の直系尊属	3分の1
(5) 被相続人の配偶者と 被相続人の兄弟姉妹	被相続人の配偶者	4分の3
	被相続人の兄弟姉妹	4分の1
(6) 被相続人の直系尊属のみ	直系尊属が2人いる場合	2分の1ずつ
(7) 被相続人の兄弟姉妹のみ	兄弟姉妹が3人いる場合	3分の1ずつ
(8) なし	すべて国庫	

## 2 遺言がない場合の問題点

### (1) 被相続人の預金を引き出せない

被相続人の死亡後は預金口座が凍結され、遺産分割協議書を提出しないと、預金を引き出すことができません。戒名代、お布施などは、原則として現金なので、立て替えなければならないということも出てきます。

### (2) 年金、家賃、駐車場料金等を預金口座に振り込めない

被相続人の預金口座に振り込まれていた年金や家賃収入が振り込まれなくなります。

### (3) 不動産の登記ができない

遺産分割協議書がないと、不動産の登記を受け付けてもらえません。被相続人の名義のままだと、固定資産税は被相続人に請求がいくこととなります。

### (4) 遺産分割協議がまとまらない

遺言等がない場合は、相続人間で遺産分割協議をすることとなります。相続人間ですんなりと遺産分割協議がまとまればいいですが、なかなかまとまらない場合があります。兄弟姉妹が法定相続人となる場合で、兄弟姉妹が亡くなっているために、その子供が代襲相続人となるなど、1年以上まとまらないケースもあります。

### (5) 相続財産が自分の意図と異なる結果となる

「法定相続人がいない場合、すべて国庫に行く」、「遺産をあげたくない異母兄弟姉妹が相続してしまう」というように、自分の意図に反する結果となってしまう。

### 3 遺言の方式

遺言の方式として、自筆証書、公正証書、秘密証書があります（民法967条）

- ・ **自筆証書遺言**

遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければなりません（民法968条）。

- ・ **公正証書遺言**

「証人2人以上の立ち合いがあること」、「遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授すること」などの要件があります（民法969条）。

- ・ **秘密証書遺言**

「遺言者が、その証書に署名し、印を押すこと」、「遺言者がその証書を封じ、証書に用いた印章をもってこれを封印すること」などの要件があります（民法970条）。

以下、一番確実な公正証書遺言について、説明します。

## 4 遺言公正証書

「遺言公正証書」は、「公証役場」で作成してくれます（行政書士は、事前に依頼者からお聞きし、原案を作成します）。

「遺言公正証書」を作成しておくのと、次のような利点があります。

- (1) 遺産分割協議の必要がなくなります。
- (2) 「遺言公正証書」を持参すれば、公正証書に定める「遺言執行者」は、遺産である預貯金の名義変更・払戻し・解約等を行うことができます。
- (3) 「遺言公正証書」を持参すれば、不動産の相続人は不動産の登記を行うことができます。
- (4) 遺言公正証書を作成する前に、財産目録を作成するので、どういう遺産が存在するかを前もって把握することができます。  
被相続人が亡くなってからだと、遺産の把握がたいへんです。

## 5 遺留分

遺言公正証書にも弱点があります。

「遺留分」（民法1042条）という制度です。

法定相続人は、法定相続分の一定割合について、受け取る権利を有します（下表のとおり）。兄弟姉妹には、遺留分がありません。

直系尊属のみが相続人である 場合（1の（6））	法定相続分の 3分の1
上記以外の場合（1の（1）～（5））	法定相続分の 2分の1

ただし、遺留分については、相続開始から1年以内に、遺留分請求の訴えを提起しなければなりません。

## 6 判断能力がなくなったときの問題点、

2025年には、認知症患者が700万人になると言われています。万一、認知症や後遺障害等によって、判断能力がなくなった場合には、次のような問題が生じます。

- ① 遺言書を作成できない。
- ② 不動産を売却して施設に入りたいが不動産を処分できない。
- ③ 定期預金を解約できない。
- ④ 株式を売却できない。
- ⑤ 施設に入居できない。

このような事態を避けるために、本人の判断能力があるうちに準備するのが、「**任意後見契約**」です。

## 7 任意後見契約とは

委任者（本人）が、将来、認知症等によって判断能力が不十分な状況になったときに、委任者の生活、療養看護及び財産管理に関する事務（後見事務）を受任者（本人の子供等）に委任し、受任者がこれを受任する契約を、「**任意後見契約**」といいます。

根拠法は、「任意後見契約に関する法律」（平成12年4月施行）です。

判断能力がある期間においては、「**見守り契約**」又は「**委任契約**」によって対応することになります。通常、「任意後見契約」と同時に締結します。委任者の心身の状況によって、どちらの契約にするかを決めます。

その後、委任者の判断能力が不十分な状況になり、任意後見契約による後見事務を行うことを相当と認めたときは、受任者が家庭裁判所に対し、**任意後見監督人**の選任を請求します。任意後見監督人が選任された時から、任意後見契約の効力が生じます。



## 8 任意後見契約の手続き

任意後見契約は、**公正証書**にして、これを**登記**する必要があります。「任意後見契約公正証書」は、公証役場で公証人が作成しますが、行政書士は原案の作成を業務として行います。

「任意後見契約公正証書」は、これを登記しなければなりません。

通常と「任意後見契約公正証書」の作成と同時に、「委任契約」又は「見守り契約」を作成します。これらは登記の必要はありませんが、「委任契約」については、公正証書で作成します。

## 9 任意後見契約に関する流れ

